

○清瀬市立図書館資料収集方針

平成 23 年 3 月 22 日教育委員会訓令第 1 号

清瀬市立図書館資料収集方針

(趣旨)

第 1 条 この方針は、清瀬市立図書館設置条例（昭和 48 年清瀬市条例第 32 号）第 4 条及び清瀬市立図書館運営規則（平成 2 年清瀬市教育委員会規則第 2 号）第 2 条に規定する事業を円滑に行うため、清瀬市立図書館（以下「図書館」という。）における図書館資料（以下「資料」という。）の収集に関して、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第 2 条 図書館は、図書館の自由に関する宣言（1954 年日本図書館協会採択）に基づき、基本的人権の一つである知る自由を社会的に保障する機関として、次の各号に掲げる事項を資料収集の基本方針とする。

- (1) 公平、平等及び自由な立場から、市民の教養、調査研究又はレクリエーション等に資する資料及び情報を各分野から幅広く収集する。
- (2) 個人、組織又は団体等からの圧力若しくは干渉等により、収集の自由の放棄、及び紛争をおそれての自己規制をしない。
- (3) 図書館職員は、個人的な関心又は好み等により、収集する資料（以下「収集資料」という。）の選択をしない。

(収集資料の種類)

第 3 条 収集資料は、図書、新聞、雑誌、パンフレット、行政資料、郷土資料、視聴覚資料及び障害者用資料その他形態並びに媒体を問わず、必要な資料とする。

2 収集資料は、原則として国内で発行及び製作されている資料とする。ただし、必要に応じて国外で発行及び製作されている資料も収集するものとする。

(館別収集方針)

第 4 条 図書館を構成する中央図書館及び地域図書館は、その規模、機能及び役割等を考慮するとともに、各館全体を通じて体系的な蔵書構成が構築されるよう資料を収集する。

2 中央図書館は、市民の要望及び利用を考慮し、各分野にわたり、幅広く資料を収集するとともに、市の中心館として各地域図書館において必要とする資料の収集を補完するよう努めるものとする。

3 地域図書館は、地域住民の要望及び利用を考慮し、資料を収集するものとする。

4 清瀬市立駅前図書館は、原則として一般を対象とした資料を収集するものとする。

5 清瀬市立元町図書館は、原則として児童を対象とした資料を収集するものとする。

(資料別収集方針)

第 5 条 資料の種類別収集方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 図書

ア 一般図書は、中等教育課程から大学教養課程程度までを対象とし、市民の教養、趣味、娯楽又は実用等に資するため、各分野にわたり幅広く収集する。

イ 児童図書は、乳幼児から初等教育課程程度までを対象とし、児童が読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成と継続に役立つ資料、豊かな人間性を培う資料及び調べ

学習のための資料を幅広く収集する。

ウ 参考図書は、市民の一般的な調査研究のために必要な辞典、事典、年鑑、白書、目録又は地図等幅広く収集する。

エ 外国語図書は、市民の学習、教養及び娯楽等に応えられるよう、英語で表記された図書を中心に収集する。

(2) 逐次刊行物

ア 新聞は、主要全国紙を中心に収集する。

イ 雑誌は、国内で発行されている各分野の基本的及び代表的な雑誌を中心に、特定の主題に偏らぬよう収集する。なお、その収集内容については、毎年1回見直しを行うものとする。

(3) 行政・郷土資料

ア 郷土資料は、清瀬市を中心に、関連性のある地域及び近隣市の資料その他清瀬市に特に関係ある資料を、必要に応じて収集する。

イ 行政資料は、清瀬市を中心に、関連性のある地域、近隣市、東京都及び多摩全域の資料その他清瀬市に特に関係ある資料を、必要に応じて収集する。

ウ パンフレットは、清瀬市発行のものを中心に、必要に応じて収集する。

(4) 視聴覚資料

視聴覚資料は、市民の教養、趣味、娯楽又は実用等に資するため、光ディスク、ビデオテープ又はその他の電磁的記録媒体に複製した資料について、基本的作品及び代表的演者の作品を中心に収集する。

(5) 障害者用資料

障害者用資料は、視覚障害等の障害を有する者の図書館利用に供するため、録音図書、大活字本、拡大写本及び布の絵本等を収集する。

(複本)

第6条 収集資料は、原則として各館1冊を限度とする。ただし、必要に応じて複本を収集することができるものとする。

(資料の収集除外)

第7条 次の各号のいずれかに該当する資料は、収集する対象から除外するものとする。

(1) 個人を誹謗中傷若しくは個人の人権又はプライバシーを著しく侵害するおそれのある資料

(2) 公序良俗に反する資料

(3) 内容の信憑性に疑問がある資料

(4) 児童及び青少年の健全な育成に不適切な資料

(5) 漫画を中心とした資料

(6) 学習参考書、各種試験問題集及び高度な学術書

(リクエスト資料)

第8条 リクエストされた未所蔵資料については、当該収集方針に基づき資料的価値及び将来の利用を勘案し、必要と認めるときに限り収集する。

2 当該収集方針に沿わない要求に対しては、図書館相互協力等の手段により、可能な限り提供するよう努めるものとする。

(寄贈資料等の収集)

第9条 資料の収集については、購入を原則とするが、寄贈、寄託及び交換等（以下「寄贈等」という。）も必要に応じて活用する。寄贈等のときにおいても、当該収集方針を適用するものとする。

(委任)

第10条 この方針に定めるもののほか、資料収集に関し必要な事項は、図書館長が別に定める。

附 則

この方針は、平成23年4月1日から施行する。